

時事新報

節儉の主義民間に及ぶ可らず
我輩の官治の事業を稱して一切効力なきとせざるにあら
ず陸海軍の事、裁判司法の事、其他政府の本分として務
むべき者三三として足らずと雖も此等は悉く官の手
を煩はざれば行はれざる事項にして世界各國孰れの
地も人民の私に其権を有するものあり其理由甚だ明白
され共更に一步を進んで論ずれば民間に於て經營を得
る事柄にても尙は官の手にて之を監督して其効驗却て見
るべきものあるは毎度の事なり然らば効驗ある者、總
て政府の管理に托するを得べきやと問ふに我輩は之に
同意するに能はざるなり抑も一國は政府ありて大興
財源あるに非ずして依る所の國の租税より外ならず
之を消費するは經濟學に謂ゆる不生産の使用ある者に
して其額の増加は間接に民間生産上の使用を減少せし
むべし之の道理を以て事は全面に於て與せしむればい
らず之に加ふるに人民自家の經營を以て作りたる資本
あらば自かた之を惜むの情に於て切かる所ある可きと
雖も既に政府の手に歸して國庫金の名を帯るときは其
使用法自かた濫用を爲して動もすれば浪費の弊に流
るゝの例なきにあらざる是即ち我輩が仮令も効驗の舉
可き事業にても必ず之を政府の管理に歸せしむべしと云
ふ能はざる由にして官の經營は單に政治上必要の部分
を限り都て其規模を小にして節儉の一方に注意あらん
ことを要するのみ

前條の次第なれば政府自ら節儉を實行して國用を省
くの工夫甚だ大なりと雖も政府自家の節儉と共に
其主義を人民に及ぼして民間の奢侈に干渉し爲め
に世の文明を退歩せしめたるの禍を古來の例甚だ少
からず殊に東洋諸國の習慣として昔より政府が民間
の奢侈を禁ずるを良法など稱し、上儉を守りて下を
率ゆ云々は語あり即ち上立つ所の治者が自身に質素
儉約の模範を示して下民一統に質素を忘れしむるの考
案ある可き此主義たる儒教論の精神に於て政府自ら
儉を守りて人民にも儉を勧むるよきれば尙は忍す可
しと雖も時として官家計畫の規模は宏大にして財用
多端甚だ不經濟の事業と營みあがらば民間にのみ節
儉を奉せしめたるが如き奇談さへなきにあらざる
斯る社會に殖産興業の道盛んにして文明生活の程度高
尙ありしやと尋ねば獨り然らざるのみならず折角に
進歩ある文明も儉約の爲め退却して家屋建築の術
、衣服裝飾の技その他外形の進歩改良に屬するものは
概ね皆滅して唯塞々たる野蠻の風景を見るのみ其證
據を求るんば之を右の歴史に探るるに及ばず維
新以前封建諸侯の事跡を見て知る可し所謂明君なる者
が自から大に節儉すると共に其領民にも儉約を命ぜり
布の衣裳を禁じ金銀の裝飾を取捨け唯費用と專一とし
て次第に無用の物を除き其物も必要ならざれば之
を作り之を賣するもれも商人も商人も一般に閑
却して言ふ可らざるの難儀に沈みたるの事實は我輩は
傳聞し又目撃したる所なり畢竟儉約主義に試みられたる
ものにして奇蹟と用れば人民は明君の暴政に苦みたる
たりと云ふも可なり支那の政論上の好む所下これよ
り甚だしと云ふ其意味と解釋すれば政府にて奢侈を
好めば民間の奢侈は一層これよりも増長し役人が質素
を旨とすれば庶民は尙ほ一般に儉約を守る可しとの次

第にして彼の明君が自かた節して領民へも共に節儉を
命じたるは此格言の意味を強ひて實行せしめたるよと
ならんと雖も一方より考れば明君の意を以て民間の方
向を支配するも斯くも自在なるは即ち其民に獨立の
思想を充實せしめて我輩の甚だ悦ばざる所なり竊に西
洋文明國の事情を察するに文明富強は國の文明富強よ
して政府と共に變動するものならず、人民の好む所
は常に政府の好む所に支配せらるゝことなし民間の生
活を以て稱して奢侈と云はんか質素と名けんか其名稱
は兎も角も一般に生計の度の高くして文明進歩は盛な
るは眞に人民獨立の生計にして東洋諸國人の及ぶ所に
あらず況んや政府が自かた節儉を守るを以て民間にま
で傳せて之を勧むるが如き干渉手段を以てを勢の計
さるる所あり故に我輩は日本前途の文明を計畫するに
當りても民間の富強は恰も西洋流の富豪の如く獨立獨
行官治に縁故あるなく政府の節儉民間の豪華両相並
んで眞の文明を致さんと希望する者なり
論者或いは云はん豪華の文字をならす故なくして人民の
奢侈を促すの國の疲弊の原因ならずやと然れ共我輩説
あり古來東洋流の政治の如く民間獨立の事業を許さず
一も二も悉く政府に支配せらるゝ世の中ならんには
謂ゆる上れ好む所下これより甚しくして政府土木を興
し華美を張るの備を作らば人民また之に看真似て故な
きの奢侈に流るゝともあらずと雖も日本現時の社會
は往日と其趣を殊とするもの少くす文明の進歩今日
既に顯著を西洋に輸せざるは有様なれば政府が之に對
するの政策も隨て西洋の主義に基くべきと大切にして
上、儉を守りて下を率ゆと云ふが如き時勢不通の論な
りと評せざる可らざるなり尙ほ民間の奢侈も自然
に放棄して決して則ち超えざるの次第は我輩乞ふ次第
に於て之を陳べん

官報

○煙草輸入税 去る九月二十三日附在浦潮港貿易事務
館よりの報に露國政府に於ては今般外國産煙草に輸入
税を賦課するの法を設け既に九月一日より實行する
とありき其税額の割合るや非常の重税なるを以て
今後同國へ向け煙草類の輸入を爲すも必ず損失を被る
に至るべし故に該業に従事せる者此際一層注意を加
へ掛引をなす可きなり云々とあり今左に其の税額の割
合を掲ぐ(外務省)
煙草類 第一(凡我百) 二(凡我三)
紙煙草類 第一(凡我百) 二(凡我三)
同 二(四三十四) 三(二十八)
同 同 同
葉煙草類 第一(凡我四) 二(凡我十)
同 二(四三十四) 三(二十八)
(本年十月十二日官報)

○英清條約批准 緬甸に關する英清條約は去月廿五日
愈々英國外務省に於て同國外務大臣ソールズベリー侯
と倫敦駐在の支那公使の間取り替せ濟となりたれば
支那公使館の書記一名の右批准條約を本國に齎さんが
爲め支那軍艦チエン號にて去月三十日英國と出立せる
筈なりしよし
○露國汽船 去月二十七日香港に到着したる露國汽船
ルンヤ號は同月二十三日の夜ウシガボール及びカルカ
ッタへ向け十九日に香港を出帆したるウシガボール號に
衝突し少しく其機關に損害を與へたるに付ルンヤ號の
船長はウシガボール號に助力を與へんことを申し出した
れども同號は損害も甚だ少くして安全にウシガボール

に到着し得べきの見込なれば決して助力に及ばず迎之
を謝絶し互に相立ち分れて各其目的の方向に進航した
るがウシガボール號は去る二十八日も尙ウシガボール
に到着せずとの事あり扱又ルンヤ號は浦羅斯德島に到
る者にて其船客中に十一名の鐵道技師ありしは浦羅斯德
島にウシガボール河畔アーレンの間に六七十里の地方を開
發測量して遂に鐵道を敷設せしめんが爲め露國政府より
派遣したる者なり而して此鐵道の直接の目的はウシ
ガボール河を利用して内地と浦羅斯德島の間に交通を開か
んとするにあるの明白にして其結局の目的は此鐵道を
先づバイカル湖に延長し夫より更にウラル山脈に増延
し茲に歐亞西の鐵道本線に聯絡せしめんとすの工夫
なるべし尤も今ルンヤ號にて送りたる技師の職務の
單に右地方を測量して露國政府に其報告を爲すに止まる
事なれど露國政府が今度ルンヤ号にウシガボール河に
リット會社と約束して鐵道用の材木鐵軌等浦羅斯德
(浦羅斯德)に運搬せしむる事と爲したるに因て露國政府は只測量に
止まらず直に鐵道敷設に着手せんとするの意あると見
るに足るべしと或る英字新聞の見えたり

○佛國共和政府の近況 佛國首相ルルイ・ブエー氏の同
國々會の不日再び開會するに先づつて一場の演説と爲
す筈あるが右ルルイ・ブエー氏は既に同共和政府が實行
ものなり又急進黨議員の諸氏は既に同共和政府が實行
しつゝし公族の追放を尙ほ一層嚴重にせんが爲め公族
の財産にして佛國內にあるものは精細に取調べ悉く沒
取せよとの議案を今度開會の議院に提出するからん
と云ふ

○南洲翁の十年祭 本年は明治十年鹿兒嶋の城山に於
て戰没せし西郷隆盛氏の十年回期に相當するを以て埋
骨の地なる鹿兒嶋にて祭典の執行するとは會て聞及次
たるが東京府下にても同縣人にして氏と最も懇懇なり
し東郷翁介、伊東祐高等の諸氏が發起し來る十六日午
前九時より芝區高輪高輪樓に於て十年回期祭と執行す
るよしあり

○地價修正の請願 大坂府下河内和泉攝津三國は全國
中地價最高の所にして例へば河内の田地最上等の地價は
一反歩百二十圓にして其最下等も尙も七十圓に下らず
和泉攝津も亦之と大同小異して其一反歩平均地價を附
く河内は八十三圓和泉は八十一圓攝津は七十九圓な
りと之を他の諸國に比較すれば其高價なること實に非
常ありと云ふべし故に從來此地方人民中苦情を唱ふる
者多かりしが政府も亦茲に見る處ありてか本年七
月十一日を以て建野大坂府知事より右三國各町村中
重立たる者共々今度地價百圓に付平均五分宛を減すと
の内達を爲したり今其減額は二百二十二萬五千二百圓
有餘にして之に對し地租を減じたと都合五萬二千
圓なりと云ふ然るに三國の人民は此修正を聞き未だ
其望を満足するに足らざる河内の溝端佐太郎、東尾平
太、和泉の佐々木政文、攝津の佐々木政行(以上府會
議員)等諸氏には主として此事に周旋し又三國の有志
者共々熱誠を遂て尙一應一分若くは二分丈にても
減額の沙汰あらんと請願せんとの中合を爲しされども
獨り攝津人民は兎角逡巡する處ありて評議は未だ懸ら
ざる中去る八月初旬河内は已に全國に總代三十餘名を
會し種々評議を経て一先府知事の意見を聞くが順序あ
りとの説に決し其委員を撰挙したるに溝端東尾兩氏が
當選したり右二氏は直に府知事に面會し河内人民が希

元老院講官敬字中村直正先生... 佛文典直... 東京府... 大阪府... 京都府... 奈良府... 和歌山府... 徳島府... 香取府... 水戸府... 前橋府... 宇都宮府... 長野府... 山梨府... 石川府... 富山府... 福井府... 滋賀府... 岐阜府... 愛知府... 三重府... 四日市府... 尾張府... 美濃府... 濃尾府... 飛騨府... 越前府... 加賀府... 石山府... 美濃府... 濃尾府... 飛騨府... 越前府... 加賀府... 石山府...